

安八町告示第85号

安八町職員措置請求に係る監査結果について

平成29年12月22日付で提出された住民監査請求書〔安八町職員措置請求書（以下「請求書」という。）〕について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第4項に基づき、監査した結果を下記のとおり通知する。

平成30年 2月20日

安八町監査委員 清 伸二
安八町監査委員 山中美恵子

記

第1 監査の請求

1 請求人

岐阜県安八郡安八町南今ヶ淵796番地
傍嶋 邦博

2 請求書の受付

平成29年12月22日

3 請求の趣旨

請求人から提出された請求の趣旨及び事実を証する書面等は次のとおりである。
なお、請求の趣旨については原文のまま記載する。

監査委員は、町長に対し、平成29年12月14日付安総第273号「寄附金について」に関し、

- 1 〇〇〇〇氏に返金した8,000円を補填するため必要な措置を講ずるよう
勧告せよ。
- 2 〇〇〇〇氏に返金した8,000円を補填するため必要な措置を講ずるよう
勧告せよ。
- 3 〇〇〇〇氏の寄附に対して、今後も寄附を受け付けるように勧告せよ。
- 4 〇〇〇〇氏の寄附に対して、今後も寄附を受け付けるように勧告せよ。

(添付書類)

本件に係る事実証明として、次の書類が提出された。

1. 平成29年12月14日付 安総第273号「寄附金について」 [REDACTED]
2. 平成29年12月14日付 安総第273号「寄附金について」 [REDACTED]

第2 請求の受理

監査の実施にあたり、本請求は、所定の形式要件は具備しているが、法第242条の要件に適合しているかどうかを慎重に判断する必要があるため、平成29年12月25日に清伸二監査委員並びに山中美恵子監査委員出席のもとに審査を行った結果、これを受理した。

第3 監査委員の判断 [法第242条の要件による判断]

住民監査請求は、法第242条の規定に基づき、町長や町職員等の違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民が直接その是正や防止、損害の補填を求めて監査委員に監査を請求する制度である。

本請求で請求人は、請求の趣旨1にて、[REDACTED]氏に返金した8,000円を補填するため必要な措置を講ずるよう勧告することを主張している。

次に請求人は、請求の趣旨2にて、[REDACTED]氏に返金した8,000円を補填するため必要な措置を講ずるよう勧告することを主張している。

次に請求人は、請求の趣旨3にて、[REDACTED]氏の寄附に対して、今後も寄附を受け付けるように勧告することを主張している。

次に請求人は、請求の趣旨4にて、[REDACTED]氏の寄附に対して、今後も寄附を受け付けるように勧告することを主張している。

ア) 請求の趣旨1について

[REDACTED]氏に返金した8,000円を補填するため必要な措置を講ずるよう勧告することを求める主張について、住民監査請求の要件を満たしていると判断したことから監査を実施することとした。

イ) 請求の趣旨2について

[REDACTED]氏に返金した8,000円を補填するため必要な措置を講ずるよう勧告することを求める主張について、住民監査請求の要件を満たしていると判断したことから監査を実施することとした。

ウ) 請求の趣旨3及び4について

[REDACTED]氏 ([REDACTED]氏) の寄附に対して、今後も寄附を受け付けるよう勧告することを求める主張である。

法第242条に規定する住民監査請求制度の一つの目的は、「普通地方公共団体の財政の腐敗防止を図り、住民全体の利益を確保する」ことにあるのであって(昭和57年(行ツ)第164号 町有財産売却処分違法確認等及び共同訴訟参

加 昭和62年2月20日 最高裁判所第二小法廷判決 民集第41巻1号122頁参照)、行政全般の違法若しくは不当を防止又は是正するための制度ではない。「普通地方公共団体の事務の管理、出納、その他事務の一般的状況を明らかにすること」を目的とするものは、あくまでも事務監査請求(法第75条)である(昭和35年(オ)第992号 県有財産不当処分禁止請求 昭和38年3月12日 最高裁判所第三小法廷判決 民集第17巻2号318頁参照)。よって、住民監査請求の対象は、財務的処理を直接の目的とする財務的事項(財務会計上の行為)に限定される。

また、住民監査請求制度のもう一つの目的は、違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実により、「地方公共団体が被った損害の回復又は被るおそれのある損害の予防」にある(昭和52年(行ツ)第128号 昭和57年7月13日 最高裁判所第三小法廷判決 民集第36巻6号970頁)。この目的から、住民監査請求の対象は、地方自治体に財産上の積極的損害又は消極的損害を与え、若しくはそのおそれ(可能性)があるものに限定される。

以上からすれば、住民監査請求の対象となるためには、財務処理を直接の目的とし、その行為又は事実の直接的かつ本来的な効果として地方自治体に財産的損害を与える可能性があることが必要である。

しかしながら、請求の趣旨3及び4は、これらの要件を満たしていないと判断した。よって、却下することとした。

第4 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、平成30年1月12日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人は概ね次のような趣旨の陳述をした。

(1) 請求人は、追加資料を計1件提出した。

① 2017(平成29年)年12月21日 木曜日 岐阜新聞(朝刊)
『住民訴訟の町民から寄附 安八町 受け取り拒否』

(2) 請求人は、追加資料①について説明した。

① 安八町長が寄附金を返した理由等が記された紙面

(3) 寄附は、安八町役場又は町職員にしているのではなく、安八町のためにしている。そのことを考えると、安八町のために寄附をしたにも関わらず、「寄附の気持ちに答えられない」ということはおかしい。

(4) 「住民訴訟」と「寄附の気持ちに答えられない」ということは何ら関係なく、2人の気持ちは、「町長に答えてもらうため」ではなく、「安八町のために寄附を

している」ということを理解してほしい。このことから、寄附金返金の理由として、「住民訴訟」と「寄附の気持ちに答えられない」ということは関係ない。

- (5) 返金の理由となっている「住民訴訟」は、行政と対立するような裁判ではない。新聞等を見ていると、違法若しくは不当な公金の支出により町が被った損害の補填を求めているものである。このように、安八町の財産を守るために裁判を提訴した者へ今までコツコツと町のために寄附してきた寄附金が返金されたこと、又返金の正当な理由も記載されず、「今後、寄附は一切受け付けない」と町長印が押印された公文書が送りつけられることは、住民訴訟を提訴した者への圧力だと感じている。又、住民訴訟を提訴したゆえの明らかな差別扱いだと思う。
- (6) 住民にとって住民訴訟は安八町の財産を守るためのものでもあり、安八町への寄附は安八町にとってプラスとなり非常にありがたく、とてもすばらしい行為だと思う。人として、又人道的にも非常にすばらしい寄附行為を今後一切受け付けないのは、安八町にとって非常にマイナスであり、又寄附行為を阻止することは人権侵害に当たると感じている。
- (7) このようなすばらしい行為に対して、法的根拠、つまり正当な理由もなく「気持ちに答えられない」と、訳が分からない感情的な理由で寄附金を返金して、寄附の善意を踏みにじり、寄附金を全額返金したことによって安八町に損害を与えた行為は許されるべきものではない。寄附金の返金については、正当な理由や法的根拠があるのであれば、監査委員から確認してもらい監査結果に反映させることをお願いする。
- (8) 又、 氏については、住民訴訟とは全く関係なく、住民訴訟の原告と親しくしているという理由だけでこのような扱いを受けることは到底許されるものではない。 氏の扱いについて、もし正当な理由や法的根拠があるのであれば、監査委員から確認してもらい監査結果に反映させることをお願いする。
- (9) このように、行政は話し合いの場を設けることや意見を一切聞くこともせず、一方的に不当な扱いをして諸問題を大きくしてきた。問題を大きくするのではなく、しっかりと意見を聞いて、根拠があるものには対応し、対応しないものには正当な理由をしっかりと伝えるように、又問題は小さいうちに解決するように、つまり、「話し合いを持つように」と行政に対して助言することを監査委員の2人をお願いして私の陳述とする。

2 監査対象事項等

(1) 監査対象事項

法第242条の要件に係る判断により、本請求に係る公金の支出が違法若しくは不当に当たるかどうかを監査対象とした。

(2) 監査対象課

総務課を監査対象課とし、必要な資料の提出を受けるとともに関係職員から事

情を聴取した。

第5 事実関係の確認

監査対象事項について、関係課（職員）からの事情聴取、関係資料の調査及び確認の結果、関連する事項を含め次の事項を確認した。

- (1) ■■■■■氏は、平成29年4月20日から安八町へ寄附してきた。その金額は合計8,000円である。
- (2) ■■■■■氏は、平成29年4月20日から安八町へ寄附してきた。その金額は合計8,000円である。
- (3) ■■■■■氏と■■■■■氏（以下「寄附者ら」という。）に郵送した、平成29年12月14日付安総第273号「寄附金について」は、これまでの寄附金の全額返金と、本書発送日以降の寄附金は一切受け付けない旨の内容が記載されているものである。
- (4) 本件財務会計行為（公金の支出）の原因である寄附金を返金する行為は、安八町に損害を被らせ恣意的に■■■■■氏に公金を支出したのではなく、平成29年（行ウ）第8号違法公金支出金返還請求事件における原告（■■■■■）と被告（安八町長堀正）との関係にあることから、住民監査請求、情報公開請求及び行政不服審査請求等、法の基準に基づく関係以外の関係を持たないという、安八町が訴訟を進めていく上での判断である。
- (5) 本件財務会計行為（公金の支出）の原因である寄附金を返金する行為は、安八町に損害を被らせ恣意的に■■■■■氏に公金を支出したのではない。
平成29年10月18日 午後7時00分、平成25年度安八町消防団水防訓練に係る費用弁償未払いに関するお詫びと支払い方法の説明のため、坂優総務課長と堀迫秀紀総務課長補佐が■■■■■宅へ訪問した際、坂優総務課長は■■■■■氏から、安八町職員を被疑者とする告発（罪名：業務上横領）が起訴猶予を理由に不起訴となった旨が記されている書面（平成29年9月8日付 岐地大垣第10073号 処分通知書、平成29年9月14日付 岐地大垣第10075号 不起訴処分理由告知書）、大垣検察審査会へ審査を申し立てた書面（平成29年10月2日付 審査申立書）及び審査申し立てが受理された書面（平成29年10月2日付 審査申立受理通知書）を手渡されたことにより、本告発に係る告発人並びに本審査申立に係る申立人が■■■■■氏である事実を知ったことから、住民監査請求、情報公開請求及び行政不服審査請求等、法の基準に基づく関係以外の関係を持たないという、安八町が安八町職員を被疑者とする審査申立に対して安八町として対応していく上での判断である。
- (6) 平成29年12月18日 午後3時40分、寄附者らが総務課に来た。■■■■■

■氏は、持参した「平成29年12月14日付 安総第273号 寄附金について」を提示し、その上で、安八町が寄附者らに対してそれぞれが平成29年4月20日から安八町へ寄附してきた寄附金、合計8,000円ずつを返金した理由と寄附者らに対する今後における寄附金受付の方向性を坂優総務課長に質問した。

坂優総務課長は、「■氏からは住民訴訟の提起を受けている。」「今後については、住民訴訟の結果で判断することになると思う。」と回答した。

それに対して、■氏は、「そういうことですね。分かりました。そういう背景があるということでもよろしかったのでしょうか。いきなりこれが届いて。これは何なんだ。これはちょっと聞いてこなければいけないな。ちょっと確認したかったもので。了解しました。」、又、「とりあえず理解しました。(中略)」と言った。

第6 判断にあたっての関係法令等について

(1) 地方自治法第75条

普通地方公共団体の事務の管理、出納、その他事務の一般的状況を明らかにすることを目的とする事務監査請求である旨が規定されている。

(2) 地方自治法第242条

地方公共団体の住民が当該地方公共団体の執行機関又は職員による違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、当該地方公共団体の監査委員に対し監査を求め、それらの予防、是正等の措置を請求する制度である旨が規定されている。

(3) 行政事件訴訟法第30条

行政庁の裁量処分については原則として違法とならないが、行政庁に裁量権の逸脱又は濫用があった場合に限って違法となり、裁判所がこれを取り消すことができる旨が規定されている。

第7 監査の結果

本請求については、次のように決定した。

本請求で請求人は、「■氏と■氏への寄附金の返金には法的根拠がなく寄附金の返金により安八町は損害を被ったことになる」と主張している。

そのうえで、「寄附金の返金は違法若しくは不当な財務会計上の行為に当たるべきであるから、請求の趣旨1、2記載のとおり勧告すること」を求めている。

本件に係る監査結果を判断するに当たり、 氏に返金した8,000円と 氏に返金した8,000円に係る公金の支出が違法若しくは不当な公金の支出となるのか否かについて検討することとした。

はじめに違法性について検討した結果、本件請求で請求人が主張している、安八町が寄附者らへ寄附金を返金した行為について、その財務会計行為の根拠となる財務会計法規（安八町会計規則）に違反した事実がないこと、寄附金を返金する行為が違法であるとは判断できないこと、又、裁判所の役割である「実際に行われた裁量権行使に対する司法審査」の基準（裁量審査の基準）にも抵触していないと考えられることから、違法な財務会計行為ではないと判断した。

次に不当性について検討した結果、本件請求で請求人が主張している、安八町が寄附者らへ寄附金を返金した行為について、「第5 事実関係の確認（4）、（5）」での安八町の主張に対して一定の理解をすることができることから裁量権の逸脱・濫用に当たるとまでは言えず、したがって、不当な財務会計行為ではないと判断した。

以上のことから、本請求で請求人が主張している請求内容については、違法若しくは不当な公金の支出であるとは断定できない。

よって、安八町が損害を被ったとは認められず、請求人の主張には理由がないと判断する。

第8 監査の結論

請求人の請求には理由がないと判断し、これを棄却する。

第9 監査委員の意見

なし。

